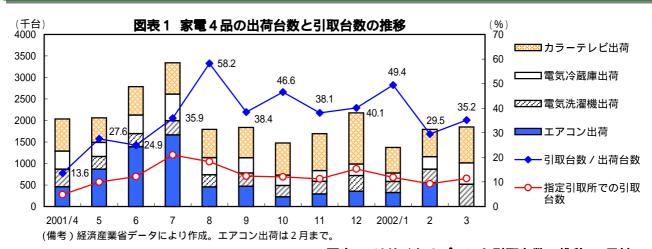
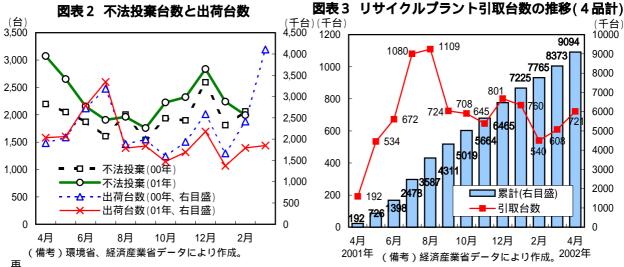


D.I.

施行後1年を経過した家電リサイクル法

- ・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の施行(01/4)から1年が経過した。この間使用済み家電4品850万台が引き取られリサイクルプラントに持ちこまれているが、これは想定されていた廃棄台数の4~5割程度に相当する水準である。普及率が高い家電4品の場合、使用済み製品は買い替えに伴い回収されるケースが多いため、引取台数/出荷台数の推移をみると、制度が年間を通して徐々に定着してきた様子がうかがえる。
- ・一方、懸念されていた不法投棄件数も増加傾向を示している。取外しや運搬が困難なエアコンを除き、不 法投棄件数は、概ね出荷と同じ動きを示しており、特に運搬が容易なテレビの投棄事例が多く報告されて いる。
- ・再商品化率は4品とも初年度から法定基準をクリアしているが、有価物のウエイトの違いを反映してエアコン、テレビが高く、冷蔵庫、洗濯機が相対的に低いなど品目による差がある。使用プラスチックのPPへの絞りこみなど、現在、各メーカーはリサイクル設計の強化を進めており、その進展と効果が注目される。





再 商 図表4 素材構成と再商品化率 品 20 化 18 率 16 実 14 エアコン (% ポ 績 12 イント の 10 冷蔵庫 法 8 定基 6 洗濯機 4 準 2 超 0 過 50 80 100 分 有価物ウエイト(重量比)

図表5 再商品化実績等

		エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
指定引取場所での引取台数	〔千台〕	1,334	3,083	2,191	1,930
再商品化処理台数	〔千台〕	1,301	2,981	2,143	1,882
再商品化等処理重量	[トン]	57,634	79,978	127,596	54,041
再商品化重量	[トン]	45,019	58,814	76,359	30,783
再商品化率	[%]	78	73	59	56
法定基準値	[%]	60	55	50	50

[調査部(環境調査担当) 竹ケ原 啓介、黒須 由紀子]

お問い合わせ先 日本政策投資銀行調査部

Tel: 03-3244-1840 E-mail: report@dbj.go.jp